

令和元年6月5日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第78号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

(1) 土地境界査定業務について

土地境界査定とは、道路、河川等と民有地との境界を明確にすることであり、市が道路、河川等の整備、維持管理を行うために実施する他、土地所有者が土地の登記、建築行為等を行う場合に実施し、その成果は道水路台帳平面図に反映している。本市では、土地境界査定取扱規則に基づき業務を実施している。

(2) 土地境界査定取扱規則の改正について

土地境界査定業務については、処理期間の短縮や立会い協議の効率化のため、土地境界査定取扱規則の一部を改正（平成31年3月28日公布、令和元年10月1日施行）し、境界復元は申請者が実施する等の業務の見直しを行う。

（主な改正内容）

ア 土地境界査定を境界確定及び境界復元の二つに分類

境界確定：境界が未確定な箇所の確定又は境界の再確定

境界復元：境界が確定した箇所における道水路台帳平面図に基づく境界標の復元

イ 境界復元は、申請者が実施

ウ 境界復元における立会いの範囲は、境界標の地先土地所有者の立会いのみとし、申請者及び関係地権者の負担を軽減

2 土地境界査定手数料の廃止

土地境界査定について制度の見直しを行い、境界確定については道路、河川等の維持管理等のため市が主体的に実施し、また、境界復元については申請者が費用を負担し実施することから、当該見直しに合わせて、境界査定に係る手数料を廃止する。

3 土地境界査定手数料について

(1) 現行

申請1件につき 1筆600円に筆数が1増すごとに200円を加えた額

(2) 手数料収入実績

	境界査定申請件数	収入額
平成28年度	460件	741,500円
平成29年度	424件	691,200円
平成30年度	357件	552,600円（見込み）

(3) 他都市の状況

東京都及び本市を除く政令指定都市において、京都市及び大阪市以外では手数料の徴収を行っていない。

4 条例の改正内容

手数料を徴収することを定めた規定のうち、土地境界査定にかかる部分を削除する。

5 施行期日

令和元年10月1日

川崎市手数料条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第279号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(276) 略</p> <p>(277) 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第2項の規定により道路管理者が行う同条第1項の規定に基づく特殊車両の通行許可の申請に対する審査 1通行経路につき 200円 <u>(削る)</u></p> <p><u>(278)</u> 海難に関する証明書の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(279)～(286)</u> 略</p> <p><u>(287)</u> 租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第23項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 31,000円</p> <p><u>(288)～(295)</u> 略</p> <p>第5条 第2条第293号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、<u>第280号</u>の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(276) 略</p> <p>(277) 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第2項の規定により道路管理者が行う同条第1項の規定に基づく特殊車両の通行許可の申請に対する審査 1通行経路につき 200円</p> <p><u>(278)</u> 道路、河川、水路、堤とう敷その他市有地と民有地との境界査定 1件につき 1筆600円に筆数が1増すごとに200円を加えた額</p> <p><u>(279)</u> 海難に関する証明書の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(280)～(287)</u> 略</p> <p><u>(288)</u> 租税特別措置法施行令第20条の2第13項又は第38条の4第22項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 31,000円</p> <p><u>(289)～(296)</u> 略</p> <p>第5条 第2条第294号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>